

目次（関係要綱等）

西尾市水道事業に係る給水装置の事故による料金の減免に関する事務取扱要綱	86
西尾市水道事業附帯工事の負担金に関する要綱	91
西尾市水道事業遠隔指示式水道メーター設置基準	94
中高層集合住宅の集中検針装置設置に関する取扱い事項	96
西尾市水道事業に係る中高層集合住宅の各戸検針及び水道料金徴収に関する特別取扱要綱 ..	102
中高層集合住宅に係る各戸検針及び水道料金徴収等に関する特別取扱契約書	106
西尾市3階直結直圧式給水の運用基準	109

西尾市水道事業に係る給水装置の事故による料金の減免に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市水道事業給水条例施行規程（平成23年西尾市水道事業管理規程第16号）第18条の規定に基づき、善良な管理にもかかわらず、給水装置の事故によって漏水した場合の水道料金の減免措置に関して、必要な事務の取扱いを定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が承認し、指定給水装置工事事業者が施工した給水装置で、水道使用者が管理する地下埋設管、床下配管及び壁中埋設管等の腐食、破損及び劣化による通常発見できにくい漏水とする。なお、水道直圧以外の施設等（受水槽及び高置水槽以降の漏水）、器具（ボールタップ、定水位弁、水栓類等）の漏水及び地上漏水については、これを適用しない。

(使用水量の認定)

第3条 使用水量の認定は、漏水減免申請をする期分の前3月の平均使用水量に2を乗じて得た使用水量と前年同期の使用水量とを比較し、少ない方を使用水量として認定する。

(水道料金の減免額)

第4条 水道料金の減免額は、検針による使用水量から認定した使用水量を控除して得た水量の2分の1に相当する額とする。

(端数処理)

第5条 前2条の規定により算出される水量で1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(申請の提出等)

第6条 水道料金の減免を受けようとする者は、減免申請をする期分の検針日から2月以内に水道料金漏水減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(減免対象期間)

第7条 減免対象期間は、使用者が減免申請をする期分の1調定とする。

(減免の除外)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、水道料金を減免しない。

- (1) 水道料金漏水減免申請書を受付した日現在で納期限が到来している水道料金、手数料及び工事費に未納がある場合

- (2) 故意又は重大な過失に起因する場合
 - (3) 漏水修理が指定給水装置工事事業者により施工されなかった場合
 - (4) 減免申請をする期分の前1年以内に漏水減免を受けている場合
 - (5) 漏水箇所の給水装置が工事完了後1年を経過していない場合
- 2 前項各号のいずれかに該当するときは、漏水減免却下通知書（様式第2号）により使用者に通知する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 使用者が減免申請する期分が、前項の施行日前の場合は、解散前の給水装置の事故による減額に関する事務取扱要綱によるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱の改正前の規定に基づき作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 3 前項の場合において、この要綱の改正により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

様式第1号（第6条関係）

水道料金漏水減免申請書

年 月 日

（宛先）西尾市長

申請者 住所
（使用者）氏名
電話番号

下記のとおり漏水が発生しましたので、水道料金の減免を申請します。

記

使用者番号 — — —

使用者名 申請者に同じ

装置場所 申請者の住所に同じ

漏水箇所 裏面証明書のとおり

漏水期分 年度 期分 月分 ～ 月分

使用水量 m³

※上下水道部使用

【確認事項】

料金・工事費等納付状況 漏水箇所適用範囲

指定給水装置工事事業者で修理

修理箇所 適 不適

【認定使用水量】

比較する使用水量 前3月の平均使用水量×2 m³

前年同期の使用水量 m³

認定使用水量 m³

漏水減免水量（調定減免無効水量） m³

漏水修理証明書

漏水箇所 埋設配管部分（パッキン不良・配管腐食）
その他（ ）

修理内容

※メーター番号 _____
修理完了時のメーター指示数 _____m³（ 月 日確認）

■修理前の写真添付欄

■修理後の写真添付欄

年 月 日 に完了した漏水箇所等について、上記のとおり証明します。

年 月 日

指定給水装置工事事業者

住 所

氏 名

様式第2号（第8条関係）

漏水減免却下通知書

第 号
年 月 日

様

西尾市長

年 月 日付けで提出された水道料金減免申請書については、西尾市水道事業に係る給水装置の事故による料金の減免に関する事務取扱要綱中減免の除外を定めた第8条第1項第 号に該当するため、減免できませんので通知します。

記

理由

西尾市水道事業附帯工事の負担金に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市水道事業給水条例施行規程（平成23年西尾市水道事業管理規程第16号）第7条の規定に基づく附帯工事を必要とする者の負担（以下「負担金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(負担金の徴収)

第2条 負担金は、次の各号のいずれかに該当するときに徴収する。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に基づく開発行為で、1,000平方メートル以上の土地（愛知県知事の開発許可を必要としないものも含む。）に係る、給水装置工事に伴う配水管その他給水に必要な施設及び消火栓（以下「附帯施設」という。）を施行するもの
- (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項及び第2項の規定による土地区画整理事業及びこれに準ずる公共事業に関連した事業に伴い附帯施設を施行するもの
- (3) 前2号以外で附帯施設を施行するもの
- (4) 第1号又は前号により施行された附帯施設のうち、配水管が当該工事申込年度の4月1日現在において布設後10年を経過していないもの

(附帯施設の規模)

第3条 附帯施設の規模は、施行区域内の想定人口に対する給水量と消防法(昭和23年法律第186号)に基づく消火栓用水量をもって附帯施設を決定するとともに、施行区域から既設水道施設までを連絡する地区の給水量と消火栓用水量を加算した総給水量に必要な施設をもって規模とする。

(負担金の算出方法)

第4条 負担金は、次に掲げる方法により算出して得た額の合計額とする。

(1) 附帯工事費

ア 第2条第1号の規定による場合は、次に掲げるものとする。

(ア) 給水装置工事に伴う配水管その他給水に必要な施設は、当該工事の入札金額の落札額（以下、「落札額」という。）とし、前納する概算額は税抜き設計額（以下、「工事価格」という。）とする。ただし、当該工事の工事価格が1,000万円未満の場合は、工事価格に5分の4を乗じて得た額とする。

(イ) 消火栓の施行については、当該工事に要する落札額とし、前納する概算額は工事価格とする。

イ 第2条第2号の規定による場合は、当該工事の落札額とする。ただし、配水管については、施行区域内の総画地数に対して、工事申込画数が80パーセント以上あれば、当該工事の落札額に3分の2を乗じて得た額とする。この場合において、その詳細については、別に協定書を締結するものとする。

ウ 第2条第3号の規定による場合は、配水管の呼び径別に、別表に定める金額により算出して得た額とする。ただし、同一箇所複数の申込みがある場合（アパート等）は、同表により各戸の申込水道メーター数で算出して得た額の合計額と当該申込みの附帯施設の工事価格に5分の4を乗じて得た額とを比較して、安価な額を適用することができる。

エ 第2条第4号の規定による場合は、既設配水管の呼び径別に、別表に定める金額により算出して得た額とする。ただし、同一箇所複数の申込みがある場合（アパート等）は、同表により各戸の申込水道メーター数で算出して得た額の合計額と第2条第4号の当該附帯施設を新たに設置するとみなし算出した工事価格に5分の4を乗じて得た額とを比較して、安価な額を適用することができる。

(2) 事務費

第1号で算出した合計額に100分の6を乗じて得た額とする。ただし、算出した合計額が1,000万円を超えた分は、その額に100分の5を乗じて得た額とし加算する。

(3) 消費税及び地方消費税

第1号及び第2号により算出して得た合計額に消費税及び地方消費税の率を乗じた額とする。

(4) 給水申込口径75ミリメートル以上は、配水管の呼び径100ミリメートル以上の水道施設の落札額とする。

(端数処理)

第5条 前条の規定にかかわらず、負担金に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(負担金の減免)

第6条 水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）は、特に必要があると認めたときは、負担金を減免することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱の施行の日前に西尾幡豆広域連合水道事業配水管布設費等の負担基準によりなされた処分、手続その他行為は、この要綱の相当規定によりなされるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

配水管の呼び径	道路状態別負担金表 (1メートル当たり)		
	砂利道	アスファルト道	コンクリート道
25ミリメートル	2,736円	5,738円	7,372円
50ミリメートル	3,952円	7,030円	8,892円
100ミリメートル	7,524円	10,602円	12,312円

西尾市水道事業遠隔指示式水道メーター設置基準

(設置要件)

第1条 次に該当する場合は、遠隔指示式水道メーター（以下「遠隔メーター」という。）を設置することができる。

- (1) 既設のメーター（以下「一般メーター」という。）が屋内又は構築物の中にあつて、毎期検針業務に不都合を来しており、他に移設できないもの
- (2) 水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が設置を認めたもの

2 個人申請のものについては、承諾書（別記様式）を提出することとする。

(経費の負担)

第2条 遠隔メーターの設置に要する費用及び法定期間満了による取替経費は、西尾市水道事業給水条例施行規程（平成23年西尾市水道事業管理規程第16号）第6条により算出した額に、設置する遠隔メーターと同口径のメーターとの差額分を加算した額とする。

2 口径50ミリメートル以上の給水装置で、市長が維持管理上遠隔メーター設置を必要とする場合は、前項の規定にかかわらず、市の負担とする。なお、法定期間満了による取替経費も、市の負担とする。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際現にこの基準の改正前の規定に基づき作成されている用紙は、この基準の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 3 前項の場合において、この基準の改正により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

別記様式（第1条関係）

水 栓 番 号

年 月 日

（宛先）西尾市長

住 所
所有者
氏 名

承 諾 書

私は、遠隔指示式水道メーター（以下「遠隔メーター」という。）の設置について下記の事項を承諾します。

記

- 1 遠隔メーターは清潔に保管し、受信部には検針の邪魔になるような物件を置いたり、又は工作物を設置しないこと。
- 2 遠隔メーターを設置する経費については、同口径の一般メーターとの差額分及び取付工事費を負担すること。（新規取付）
- 3 計量法による遠隔メーター取替経費については、同一口径の一般メーターとの差額分を負担すること。（検満取替）
- 4 遠隔メーターが不要となる場合は、速やかに市長に連絡し、所定の手続きをとること。
- 5 遠隔メーター設置に係る漏水事故等の補償は、一切負うこと。

中高層集合住宅の集中検針装置設置に関する事務取扱要領

(目的)

この取扱い事項は、中高層集合住宅に係る各戸検針及び水道料金徴収等に関する特別取扱要綱（以下「要綱」という。）の施行その他取扱い及び設備の適正な保持に必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

要綱第2条に定める適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 建物の用途別許可範囲は、賃貸専用住宅、分譲マンション、店舗付住宅等とする。
ただし、原則として店舗、事務所等は除く。
- (2) 1、2階直圧利用（専用栓）3階以上集中検針の併用方式は認める。ただし、併用方式は、階層単位とすること。

(申込み手続き)

- (1) 申込み者は、工事計画及び設計にあたって事前に水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）と協議しなければならない。この場合において、市長は必要な指示をすることができる。
- (2) 協議用提出資料は次のとおりとする。
 - ア 給水全体平面図及び立面系統図
 - イ 集中検針機器詳細図
 - ウ 各戸メーター（以下「メーター」という。）取付け場所及び取付け配管詳細図
 - エ その他市長が必要とするもの

(設備)

- (1) 給水形態
自然流下構造又は、直送給水構造のものであり、かつ他の水と混用しないものであること。
- (2) 配管構造
施行方法、使用材料は協議資料を遵守し施行すること。

(遠隔装置の型式)

- (1) 発信側メーター
ア メーターは、計量法で定める型式承認を得た検定有効期限内のもので、乾式接

線羽根車式で単、複箱とし、最小目盛は1ℓとする。

イ 遠隔発信機能は、リモート式（記憶装置付）又は電子式（電文発信機能付）とすること。

ウ メーターには部屋番号に対応した番号を3桁で刻印すること。（例： $\overset{\text{階}}{1} \overset{\text{室}}{0} \overset{\text{室}}{1}$ ）棟数が複数ある場合は、棟数を部屋番号の前に刻印する。（例： $\overset{\text{棟}}{1} \overset{\text{階}}{1} \overset{\text{室}}{0} \overset{\text{棟}}{1}$ 、 $\overset{\text{棟}}{2} \overset{\text{階}}{1} \overset{\text{室}}{0} \overset{\text{棟}}{1}$ ）刻印の位置は、リモート式メーターについては、メーター本体の上部砲金部分に、電子式メーターについては、メーター上部枠とする。ただし、その番号がメーターを取付けた時に確認できない場合は、本体の見やすい位置にラベルワープロ等で表示すること。

エ 部屋番号が英数字以外で使用されている場合のメーター番号は、その文字の配列に従い英数字の1から置き換えること。（例： $1-A$ 、 $1-B \rightarrow \overset{\text{A}}{1} \overset{\text{B}}{0} \overset{\text{A}}{1}$ 、 $\overset{\text{B}}{0} \overset{\text{B}}{2}$ ）その場合のメーターへの刻印は、部屋番号の刻印できる文字の場合は（例： $1-A$ ）部屋番号を刻印し、かつ英数字のメーター番号を見やすい場所に表示（例： $1 \overset{\text{A}}{0} \overset{\text{A}}{1}$ ）すること。

部屋番号が刻印できない文字の場合は、英数字のメーター番号を刻印し、その文字をメーター本体にも表示（ラベルワープロ等）すること。

オ 散水栓、集会場、管理室等がある場合のメーター番号は001からとする。また、棟数が複数の場合でその棟に属するものは、棟数も（例： $\overset{\text{棟}}{1} \overset{\text{棟}}{0} \overset{\text{棟}}{0} \overset{\text{棟}}{1}$ ）刻印のこと。

（2）受信器

ア 発信メーターに記憶の指針を自動呼出し装置付とし、自動プリンタ打ち出しができる装置とすること。

イ プリンタ打ち出しは、施設の名称を用紙の上部に印字し、各戸の水量表示は、棟、階層ごとに区切り、一行空けて次の階を打ち出せるようにセットすること。

ウ 散水栓、集会室、管理室等の共用部分がある場合のプリンタ打ち出しについては、棟、階層ごとに居室部分を打ち出し、最後に一行あけて共用部分をまとめて打ち出せるようにセットすること。

エ 最大指示目盛は4桁（0000～9999 m^3 ）とすること。

（3）形状

ア 1施設（親メーター）ごとの検針器及び個数分の接続配線を収容する箱型の集中検針盤（以下「盤」という。）とすること。

イ 盤内の表面には、検針器のほかに、電源スイッチ、ドアスイッチ、内蔵式プリンタ及びプリンタコネクタ等を備えたものであること。

（4）盤の扉

- ア 扉は右開き、もしくは観音開きとすること。
- イ 検針時以外のときは、施錠ができるものであること。また鍵は、タキゲンA-147等の型式とすること。
- ウ 盤の表面には、「水道メーター集中検針盤」の表示をすること。

(設置)

(1) メーター本体の設置場所

- ア 原則として、パイプシャフト内とする。ただし、これ以外は事前協議し市長が承認したものは、この限りでない。
- イ 泥水、汚水、臭気等のない清潔で危険物のない場所とすること。
- ウ 取付け、取外し、点検作業の容易な場所とすること。

(2) メーター及び止水栓の取付け

- ア メーター及び止水栓は給水栓より低位で、かつ水平に設置すること。
- イ メーターは凍結防止のため、発泡スチロール製カバーを取付けること。
- ウ メーター上流側に西尾市水道事業指定の伸縮式副弁付止水栓(ダブル弁止水栓)を設置しメーターの下流側に逆止弁を取付けること。

(3) 伝送線の布設

- ア 伝送線は保護管に通したうえ、土中に埋設するか又は、できる限り建物に沿って配線すること。
- イ 伝送線はナイロンクランプ、ビニールテープ等を使って配管か壁面に50cm以内の間隔で固定すること。(新設の場合は将来親メーター遠隔指示用の保護管のみ埋設のこと。改造時でもできる限り埋設のこと。)

(集中検針盤の取付け)

- (1) 原則として1施設(親メーター単位)1箇所とすること。
- (2) 盤の取付け高さは、集中検針盤の上面が床面(FL)から1.7mとし、側壁等より0.4m以上で、手前の構造物より1.5m以上とすること。
- (3) 取付け場所は、原則として出入が自由にできる屋内とする。ただし防雨対策等を施し、市長が特別認めたものはこの限りではない。
- (4) 維持管理及び検針に適する場所で危険物の近くは避けること。

(指針調整)

- (1) メーター本体と記憶装置の指示が一致となるよう調整すること。ただし、メーター検満等で指針一致が困難な場合は、両者の差値を発信側の本体水道メーターに表

示するとともに、差値リストを提出すること。

(完成提出書類)

- (1) 遠隔メーター製造業者の総合点検表（機種、検定の有効期限等も記入のこと。）
- (2) 給水全体完成平面図及び立面系統図（部屋番号、メーター番号、口径等を記入のこと。）
- (3) メーター取付け場所及び取付け配管拡大詳細図。
- (4) その他、市長が必要とするもの。

(しゅん工検査)

- (1) しゅん工検査の立会いの日時は、完成提出書類が完備し、提出されたときに指定する。
- (2) しゅん工検査場所
 - ア 発信側水道メーターの取付け位置、機種、検定の有効期限
 - イ 集中検針盤の設置場所、格納受信機の配列、各種表示等
 - ウ 発信、受信指針の照査及び指針（開始指針）の確認
 - エ その他検査を必要とする箇所

(遠隔装置の維持管理)

- (1) 所有者等の維持管理義務
 - ア 遠隔装置が良好に作動するよう管理に努めること。
 - イ 異状によるメーター、発信器等の取替え又は取替えを指示したときは、直ちに市長に届け出ること。
 - ウ 市長が検針等で異状を発見し、修繕又は取替えを指示したときは、直ちに異状原因の調査並びに修繕をすること。
- (2) 設置場所及び設備の変更
 - ア 市長が検査した遠隔装置の各機器、設置場所は、みだりに変更してはならない。
 - イ 前項の変更を必要とするときは事前に届け出て、市長の検査を受けるものとする。
- (3) メーターの満期取替え
 - ア 発信器本体のメーターの検定有効期限満期のものは、その期限内に新検定有効期間のものに取替えを行うこと。ただし、検定の有効期限を超えたものは、検針の対象としない。
 - イ 前項の取替えのとき、発信器、受信器についても同時に取替えるものとする。

ただし、受信器については、精密点検をし、次期満期まで耐え得ると遠隔装置機器メーカーが確認した場合で、書面を提出したときは、再使用を認める。

(4) メーターの検査

ア 市長は、メーターの使用公差検査は行わないため、検査の必要が生じたときは所定機関に依頼すること。

(あて先) 西尾市長

指定給水装置工事事業者

集中検針装置設置について（協議）

集中検針装置を設置し、水道料金の特別取扱い対象施設としたいので、下記のとおり協議します。

記

名 称					
装置場所					
申請者名 (施設所有者)					
装置概要	構 造	造 棟 階 戸			
	親メーター	口 径	mm	個 数	個
	各戸メーター	口 径	mm	個 数	個
	散水栓等	口 径	mm	個 数	個
添付図面 (各2部)	給水全体平面図及び立面系統図 集中検針機器詳細図 メーター取付け場所及び取付け配管詳細図（平面・立面） 集中検針機器承認図（製造メーカー）				

西尾市水道事業に係る中高層集合住宅の各戸検針及び水道料金徴収
に関する特別取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昭和38年10月26日付環水36厚生省環境衛生局水道課長通達の趣旨に基づき、西尾市水道事業給水条例（平成23年西尾市条例第36号。以下「条例」という。）第4条第2号に規定する共用給水装置により給水を受ける中高層集合住宅（以下「集合住宅」という。）の居住者に係る水道料金の徴収を条例第24条における専用給水装置区分と同様の取扱い（以下「特別取扱い」という。）とするために、必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第2条 この要綱の適用を受けることのできる集合住宅は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 貯水槽式により給水を受ける地上3階以上の建物であること。
- (2) 各戸及び共同使用給水施設ごとに集中検針方式による遠隔装置を付加した水道メーターが設置されていること。
- (3) 受水槽以下の装置（以下「導水装置」という。）及びこれに附帯する設備の維持管理が万全であること。
- (4) 第2号に規定する水道メーター（以下「各戸メーター」という。）の検定期間満了、故障時における取替え又は修理を行うこと。
- (5) 水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が必要であると認めるときは、導水装置の立入検査に応じ、検査の結果に基づく指示事項に対して速やかに改善等の措置をとること。
- (6) 管理人を置き、水道使用者の使用開始、中止に係る事務及び料金徴収に関する協力をすること。
- (7) 居住者に係る水道料金の納入は、口座振替の方法とすること。

(特別取扱いの申込み及び水道使用者による届出)

第3条 この要綱の適用を受けようとする集合住宅の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、水道料金特別取扱申込書（別記様式）を提出しなければならない。

- 2 所有者等は、特別取扱いを受ける集合住宅の居住者（以下「水道使用者」という。）に対して水道料金の特別取扱いについて周知しなければならない。
- 3 水道使用者は、条例第15条及び第19条第1項第1号の規定による届出をしなければならない。

(水道料金の徴収)

第4条 水道使用者及び所有者等に係る水道料金は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用水量は、各戸メーターにより隔月に点検し、基本料金及び水量料金は、条例第24条に定める料金表の専用給水装置の区分を適用し、水道使用者に請求するものとする。
- (2) 給水装置の水道メーター（以下「親メーター」という。）の使用水量と各戸メーターの使用水量の合計に差水が生じたときは、その差水量に係る料金は所有者等に請求するものとする。ただし、その差水量が使用水量の8パーセント未満であるときは、これを公差とみなして請求しないものとする。
- (3) 導水装置の維持管理に使用した水量の料金は、別に定める方法により所有者等に請求するものとする。
- (4) 前2号による料金は、条例第24条に定める水量料金表のうち専用給水装置料金の最高額を適用するものとする。

(水道料金未納の措置)

第5条 水道使用者が水道料金を納入しない場合は、専用給水装置の水道使用者の例に準じて督促、催告及び給水停止の処分をすることができる。

2 所有者等は、前項の水道使用者と連帯してその責任を負うものとする。ただし、特別な事情があると認められるものについては、この限りでない。

(届出)

第6条 所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に届け出なければならない。

- (1) 導水装置の増改をしようとするとき。
- (2) 各戸メーターを取り替え、又は修繕したとき。

(管理人の業務)

第7条 第2条第6号の規定による管理人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 親メーター及び各戸メーターの点検の立会い
- (2) 水道使用者の変更による使用開始、中止の届出の指導及び水道料金の精算に関する連絡
- (3) 水道料金の納入に関する協力

(特別取扱いに関する契約)

第8条 この要綱による特別取扱いの適用は、別に定める契約によって履行するものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱の改正前の規定に基づき作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 3 前項の場合において、この要綱の改正により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

別記様式（第3条関係）

水道料金特別取扱申込書

年 月 日

（宛先）西尾市長

住 所.....

氏 名.....

所有者 管理者 Tel —

下記の集合住宅の水道料金は、特別取扱いにより徴収してください。

記

水 栓 番 号	共用栓 第 — 号			
装 置 場 所				
アパート等名称	<input type="checkbox"/> 未定			
構 造	造 棟 階 戸			
各戸メーター	メーカー 製	口径 mm	個数 個	検満 年 月
管 理 人	<input type="checkbox"/> 申込者に同じ 氏 名 Tel —			
備 考				

中高層集合住宅に係る各戸検針及び水道料金徴収等に関する特別取扱契約書

西尾市長（以下「甲」という。）と ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、乙が管理する下記の中高層集合住宅（以下「集合住宅」という。）において、受水槽以下の装置（以下「導水装置」という。）により給水を受ける者（以下「水道使用者」という。）のメーター検針及び水道料金の徴収その他に関して、次のとおり契約を締結する。

（対象とする集合住宅）

第1条 この契約において、特別取扱いの対象とする集合住宅は次のとおりとする。

- (1) 名 称
- (2) 装置場所
- (3) 装置概要

構 造	○ ○造	○棟	○階	○○戸
親メーター	○○mm		○個	
各戸メーター	○○mm		○○個	
散水栓等	○○mm		○個	

（検針及び水道料金の徴収方法）

第2条 甲は、各戸メーターを検針し、各水道使用者ごとに水道料金を請求するものとする。

2 水道料金の徴収方法は、口座振替とし、この旨乙は各水道使用者に周知させるものとする。

3 水道料金は、西尾市水道事業給水条例（平成23年西尾市条例第36号。以下「条例」という。）第24条に定める料金表の専用給水装置の区分を適用する。

4 親メーターの使用水量よりも、各戸メーターの使用水量の合計が少ない場合で、その差が親メーターの使用水量の8%を超えたときは、その超えた水量に条例第24条に定める水量料金表のうち専用給水装置料金の最高額を乗じて得た額に、同条前段に定める率を乗じて得た額（1円未満切捨て）を乙から徴収する。ただし、親メーターに異状があるときは、これを徴収しないものとする。

5 集合住宅の導水装置の維持管理に使用した水量の料金は、条例第24条に定める水量料金表のうち専用給水装置料金の最高額を乗じて得た額に、同条前段に定める率を乗じて得た額（1円未満切捨て）を乙から徴収する。

6 甲は、各戸メーターのリモート装置若しくは集中検針盤等の故障により遠隔指示装置による検針ができないときは、条例第27条の規定により認定する。

（管理人の選定等）

第3条 乙は、次の各号の業務を行わせるため管理人を選定し、甲に届け出なければならない。また、管理人に変更のあった場合も同様とする。

- (1) 水道使用者が入居又は退去する場合における給水の開始又は中止の届出の指導を行うこと。

- (2) 水道使用者の料金徴収に関すること。
- (3) その他甲の事務取り次ぎに関すること。

(導水装置の管理責任)

第4条 導水装置の水質保持及び修繕、検定期間満了メーター取替え、その他維持管理は乙が責任をもって行うものとする。

- 2 乙は、導水装置の増改及びメーター取替え等の工事を施行する場合は、甲に事前協議をし、承認を受けるものとする。
- 3 乙は、前項の責任を果たすため、漏水防止、修繕工事等の定期検査を行ない、事故発生時における対策、修繕工事を行う者の指定等具体的な対策を設けるものとする。
- 4 甲は、乙の同意を得て、導水装置の立入検査をすることができるものとする。
- 5 前項の検査結果に基づく甲の指示については、乙はすみやかに改善等適切な措置を講じなければならない。

(水道料金の未払いの場合の措置)

第5条 甲は、水道使用者から水道料金の支払いがない場合は、次の各号に定める措置をとるものとする。

- (1) 当該水道使用者に料金支払いの督促をすること。
- (2) 前号の督促をしたにもかかわらず支払いがなされないときは、給水を停止する旨当該水道使用者に通知すること。
- (3) 前号の通知後、なお支払いのないときは、その理由が継続する間当該水道使用者への給水を停止すること。

(契約の周知)

第6条 乙はこの契約内容について、管理人及び水道使用者に周知徹底しなければならない。

(契約の解除)

第7条 乙がこの契約の条項に違反し、その旨を甲に勧告されてもなお是正しないときは、甲はこの契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生ずることがあっても、甲はその責を負わない。

(契約の有効期間)

第8条

この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。
ただし、期間満了までに甲、乙いずれからも異議申し立てがないときは、両者共に異議のないものとし、契約の有効期間は満了日の翌日から更に1年間継続するものとする。なお、その後の期間満了時においても同様とする。

(その他)

第9条 この契約に定めのない事項については、条例、西尾市水道事業給水条例施行規程（平成23

年西尾市水道事業管理規程第16号)、その他関係法令、中高層集合住宅に係る各戸検針及び水道料金徴収に関する特別取扱要綱及び中高層集合住宅の集中検針装置設置に関する取扱事項によるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 西尾市寄住町下田2番地

西尾市

代表者 西尾市長

乙

西尾市 3 階直結直圧式給水の運用基準

(目的)

第 1 条 この基準は、小規模受水槽等を設置することなく、配水管の水圧を有効利用することにより、3 階建ての建築物について直結直圧給水を行うことで、より安全かつ良質な水を供給できる範囲の拡大を図ることを目的とする。

(実施条件)

第 2 条 実施条件の区分は、次に定めるものとする。

(1) 対象建物

対象建物は一戸建て 3 階建て建築物とし、種別は下記のとおりとする。

ア 一戸建て専用住宅

イ 一戸建て小規模店舗付き住宅、事務所等の建築物

ここでいう小規模店舗というのは、一般用の用途に属し日常生活に密着する営業に供するものである。ただし、逆流によって、配水管の水質に汚染をきたすおそれがある施設は除く（薬品を扱う工場、クリーニング店、飲食店、理容室、24 時間営業施設等）。

ウ その他、西尾水道事業管理者の権限を行う西尾市長が認めたもの

(2) 分岐対象配水管

分岐対象配水管口径は 50 mm～350 mm とし、50 mm については管網を形成していることを条件とする。なお、増径及び管網について、西尾市は負担しない。

(3) 配水管最小動水圧

申請地に最も近接した消火栓等において、24 時間以上の自記録式水圧計により測定した最低値を測定場所と申請場所との配水区域及び配水系統を考慮した上で、配水管最小動水圧 0.25 Mpa 以上とする。

(4) メーター口径

メーター口径は 20 mm 以上とし、承認された逆流防止装置と同等以上のものを付けること。

(5) 給水高さ

3 階に設置する最高位の給水高さは、道路給水取出箇所の道路面 G.L より 8.0 m 以下とする。ただし、太陽熱利用温水器に必要な給水栓の場合、その高さは 12.0 m 以下とする。

(6) 給水栓の設置についての条件

3 階に設置する給水栓においては、タンク式トイレや手洗い、散水栓など水圧

に影響を受けにくい生活に支障をきたさない給水栓の設置に限る。

(7) 圧力調査依頼書の提出

事前の書類提出により水道部が調査を行う。後日、調査結果を申込者又は提出者に通知する。

(8) 誓約書の提出

申請者は、西尾市指定給水装置工事事業者を通じて「給水装置工事申込書」と共に「誓約書」を提出する。

附 則

この運用基準は、平成30年4月1日から施行する。

別紙1（第2条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）西尾市長

装置場所

所有者住所

所有者名

水栓番号

私は、3階直結直圧式給水を受けるにあたり、西尾市3階直結直圧式給水の運用基準に基づき給水装置工事をすると共に、次のことを誓約します。

- 1 直結給水することにより貯留機能がなくなり、配水管の断水時や水道メーターの取替え時等には、一時的に水の使用ができなくなることを了解する。
- 2 西尾市水道事業の行う配水区分変更等に伴う水圧の変動及び使用量の増加により水不足を生じたときは、給水装置所有者又は使用者が工事費等必要な費用を負担して、受水槽等の適切な施設を設ける。
- 3 このほか給水装置に関して事後に発生したことは、自己負担で解決する。
- 4 給水装置所有者又は使用者が変わっても、本条件を正確に引き継ぐ。